

第 6 7 号議案

東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和52年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の125」を「100分の120」に改める。

附 則

この条例は、令和4年6月1日から施行する。